

# 主な連絡先一覧

問い合わせ先 本庁舎財産管理課 ☎ 0857-20-3112

庁舎	階	課名	電話番号	庁舎	階	課名	電話番号
本庁舎	1階	市民総合相談課	0857-20-3158	福祉文化会館	2階	選挙管理委員会事務局	0857-20-3386
		市民課証明コーナー	0857-20-3065		市史編さん室	0857-21-0860	
		出納室	0857-20-3321		3階	男女共同参画課	0857-20-3166
		建築指導課	0857-20-3281	5階	監査委員事務局	0857-20-3382	
		建築住宅課	0857-20-3291	環境下水道部庁舎	1階	下水道企画課	0857-20-3924
	生活環境課	0857-20-3216	下水道経営課		0857-20-3923		
	行財政改革課	0857-20-3111	2階		下水道管理課	0857-20-3311	
	職員課	0857-20-3107	下水道建設課		0857-20-3307		
	都市企画課	0857-20-3253	3階		水質検査室	0857-20-3316	
	2階	中心市街地整備課	0857-20-3276	文化センター	1階	生涯学習課	0857-20-3361
		交通政策室	0857-20-3257	国府町総合支所	1階	市民福祉課	0857-39-0557
		都市環境課	0857-20-3277		2階	産業建設課	0857-39-0560
		都市緑化推進室	0857-20-3270	福部町総合支所	1階	地域振興課	0857-39-0555
		道路課	0857-20-3263		1階	市民福祉課	0857-75-2811
	3階	企画調整課	0857-20-3153	河原町総合支所	1階	市民福祉課	0857-75-2812
		中山間地域振興課	0857-20-3184		2階	産業建設課	0857-75-2814
		秘書課	0857-20-3006	用瀬町総合支所	1階	市民福祉課	0858-76-3113
		広報室	0857-20-3159		2階	産業建設課	0858-76-3115
		4階	協働推進課	0857-20-3181	佐治町総合支所	1階	市民福祉課
	文化芸術推進課		0857-20-3226	2階		地域振興課	0858-76-3111
	総務課		0857-20-3102	気高町総合支所	1階	市民福祉課	0858-87-2111
	財産管理課		0857-20-3112		1階	市民福祉課	0858-87-3782
	5階		庁舎整備局	0857-20-3012	鹿野町総合支所	1階	産業建設課
		危機管理課	0857-20-3127	1階		用瀬町分室	0858-87-3787
		人権推進課	0857-20-3143	青谷町総合支所	1階	地域振興課	0858-88-0211
市議会事務局		0857-20-3342	1階		市民福祉課	0858-88-0213	
第二庁舎		1階	経済戦略課	0857-20-3249	国府町中央公民館	1階	産業建設課
	雇用創造推進室		0857-20-3134	1階		地域振興課	0857-82-0011
	企業立地・支援課		0857-20-3223	気高町総合支所	1階	市民福祉課	0857-82-3159
	観光コンベンション推進課	0857-20-3227	1階		産業建設課	0857-82-3154	
	2階	鳥取砂丘・ジオパーク推進室	0857-20-3036	鹿野町総合支所	1階	鳥取西地域工事事務所	0857-82-3155
		農業振興課	0857-20-3232		1階	地域振興課	0857-84-2011
		林務水産課	0857-20-3235	1階	市民福祉課	0857-84-2013	
		全国豊かな海づくり大会推進室	0857-20-3078	1階	産業建設課	0857-84-2012	
		農村整備課	0857-20-3241	青谷町総合支所	1階	地域振興課	0857-85-0011
	簡易水道室	0857-20-3246	1階		市民福祉課	0857-85-0012	
	3階	教育総務課	0857-20-3352	国府町中央公民館	1階	産業建設課	0857-85-0015
		学校教育課	0857-20-3356		1階	青谷町分室	0857-85-0014
		4階	文化財課	0857-20-3367	福部町中央公民館	1階	国府町分室
	体育課		0857-20-3371	1階		福部町分室	0857-75-2815
	5階		農業委員会事務局	0857-20-3392	河原町中央公民館	1階	河原町分室
検査契約課			0857-20-3147	佐治町中央公民館		1階	佐治町分室
駅南庁舎	1階		市民総合相談センター		0857-20-3861	気高町中央公民館	1階
		市民課	0857-20-3491	鹿野町中央公民館	1階		鹿野町分室
		市民税課	0857-20-3411		学習・交流センター	2階	鳥取こやま地域包括支援センター
		固定資産税課	0857-20-3421	用瀬地区保健センター		1階	鳥取南地域包括支援センター
		収税課	0857-20-3431		気高地区保健センター	1階	鳥取西地域包括支援センター
		滞納整理室	0857-20-3435				
		高齢社会課	0857-20-3451				
		鳥取中央包括支援センター	0857-20-3457				
		生活福祉課	0857-20-3472				
		障がい福祉課	0857-20-3471				
保険年金課	0857-20-3482						
児童家庭課	0857-20-3461						
2階	中央図書館	0857-27-5182					
	情報政策課	0857-20-3871					
3階	保健医療福祉連携課	0857-20-3914					
	こども家庭支援室	0857-20-0122					
さざんか会館	3階	中央保健センター	0857-20-3191				
	4階						

## コンビニで軽自動車税が納付できるようになりました

平成 23 年度分の軽自動車税は、コンビニエンスストアでも納付できるようになりました。コンビニの営業時間内であれば、土日や夜間もご利用いただけます。

なお、これまでどおり金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局の窓口でも納付できます。

対象税目	軽自動車税
納付できるコンビニ	エーエム・ピーエム/エブリワン/MMK 設置店/くらしハウス/ココストア/コミュニティ・ストア/サークルK/サンクス/スーパー北海道/スリーエイト/スリーエフ/生活彩家/セイコーマート/セブオン/セブン-イレブン/ダイエー/デイリーヤマザキ/ハセガワストア/ファミリーマート/ポプラ/ミニストップ/ヤマザキスペシャルパートナーショップ/ヤマザキデイリーストア/ローソン

問い合わせ先 駅南庁舎市民税課 ☎ 0857-20-3413

### ①コンビニで納付される際の注意事項

つぎの場合はコンビニでは納付できません。納税通知書に記載している金融機関や市役所の窓口で納付してください。

- ▷ 納期限が過ぎたもの
- ▷ バーコードが印刷されていないもの
- ▷ 破損、汚損などによりバーコードが読み取れないもの
- ▷ 金額が訂正されたもの



※コンビニで納付できる納付書には、バーコードが印字されています。

## 市街化調整区域における開発許可基準の改正

問い合わせ先 本庁舎建築指導課 ☎ 0857-20-3283

このたび、開発許可基準の一部を改正し、人口減少・超高齢社会や高速道路網の整備に対応したまちづくりを実現するため、市街化調整区域における日用便利施設と沿道サービス施設に関する開発許可基準を改正し、今年 8 月 1 日より施行することとなりましたので、その具体的な内容を紹介いたします。

- ※ 市街化調整区域：都市計画区域内で、市街化を抑制するために、各種施設の建築を制限している地域
- ※ 日用便利施設：市街化調整区域の住民の日常生活に必要な物品の販売、加工若しくは修理を営む店舗や事業場など
- ※ 沿道サービス施設：道路の円滑な交通を確保するために、適切な位置に設けられる給油所又はコンビニエンスストアなどの休憩所

### ■改正後の開発許可基準の概要

日用便利施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 許可対象業種（127 業種）であること</li> <li>・ 既存の集落内又は既存の集落に隣接すること</li> <li>・ 市街化区域から 1 ㍍以内で立地する場合は顧客のうち市街化調整区域内の住宅戸数が 50 戸を超えること</li> <li>・ 敷地規模が 1000 平方㍍以下で、かつ、延床面積が 300 平方㍍以下であること</li> </ul>
沿道サービス施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市街化区域から 1 ㍍以上離れ、かつ、国道及び県道のうち平日 12 時間自動車交通量が 1 万台以上の道路区間に立地すること</li> <li>・ 既存の集落から 50 ㍍以上離れて立地すること</li> <li>・ 休憩所は、敷地面積 3000 平方㍍以下、延床面積 1000 平方㍍以下であり、敷地面積の 50 ㍍以上の駐車場スペースを有すること</li> <li>・ 給油所は、民間車検場を併設しないこと</li> </ul>

※ 上記以外にも許可に必要な要件があります。必ずお問い合わせください。

## テレビの地デジ化お済みですか？

問い合わせ先 駅南庁舎情報政策課 ☎ 0857-20-3838  
 デジサポ鳥取 ☎ 0857-33-4800

テレビの地上アナログ放送は平成 23 年 7 月 24 日正午に、地上デジタル放送（地デジ）へ完全移行します。これにより、地デジ化がお済みでない場合は、テレビ番組がご視聴いただけなくなります。



本市では、出張説明会や街頭活動などで周知・啓発を行い、各家庭での地デジ化は着実に進んでいるものの、高齢者世帯の進捗があと一歩の状況にあります。

- ①地デジ化のことがよく分からない
- ②地デジ化に対応済かどうか分からない
- ③地デジのことを知らない人（特に高齢者）を知っているという場合は、問い合わせ先までご連絡ください。

※ 全国で地デジに関連する悪質商法が発生しています。総務省や市役所、テレビ局などが地デジ化でお金を請求することは一切ありません。身に覚えのない請求を受けた場合は、駅南庁舎市民総合相談センター ☎ 0857-20-3863 へご相談ください。

総務省では、経済的な理由で地デジ化できない市民税非課税世帯へ、地デジ対応可能な簡易チューナーを無償給付します。詳しくは、市報 2 月号 24 ページをご覧ください。

※ 地上デジタル放送をご視聴いただくには、簡易チューナー以外に、別途工事（有料）が必要な場合があります。

### ■地デジに関する相談会

と き：5 月 9 日（月）～ 13 日（金）10:00～16:00  
 と ころ：駅南庁舎 1 階日本海新聞側エレベーターホール前

## 5 月の祝日のごみ収集（鳥取地域）

問い合わせ先 本庁舎生活環境課 ☎ 0857-20-3217

祝日のごみ収集日にあたる地区は、ごみ収集のスケジュールが変更になります。

月日	可燃ごみ	古紙類	ペットボトル	プラスチック	食品トレー・資源ごみ 小型破碎ごみ
5 月 1 日（日）	お休みします				
5 月 2 日（月）	収集します				
5 月 3 日（火・祝）	収集します		10 日（火）に振り替えて収集します		お休みします
5 月 4 日（水・祝）	収集します		11 日（水）に振り替えて収集します		お休みします
5 月 5 日（木・祝）	収集します		12 日（木）に振り替えて収集します		お休みします

※朝 8 時までには必ずごみを出してください。

※ 新市域については総合支所だよりをご覧ください。各総合支所市民福祉課（☎ 12 ページ）までお問い合わせください。

### 乾電池・蛍光管の収集 6 月

他のごみと区別し、それぞれ別の透明または半透明な袋などに入れ、6 月 1 日（水）～ 7 日（火）の小型破碎ごみの収集日にごみステーションに出してください。蛍光管は購入時のケースに入れるなど、壊れないようにしてください。